

令和8年5月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和 8年 5月 28日)

招 集 年 月 日	令和8年5月18日（月）		
招 集 場 所	小川総合支所　3階　大会議室		
開 催 日 時	令和8年5月25日（月）		
	開　　会	午後1時25分	
	閉　　会	午後2時35分	
出　　席　　者 （★：議事録署名員）	羽鳥 文雄 教育長	廣戸 隆　　委　　員（職務代理者）	
	中村 三喜 委　　員	山口 和弘 委　　員	
	小仁所 浩 委　　員	★ 高橋 晃子 委　　員	
欠　　席　　者	なし		
傍　　聴　　者	なし		
事 務 局 職 員	教育部長 朝比奈 公俊	理　　事 狩谷 秀一	
	教育指導課　課　長 大野 和成	教育企画課　課　長 関川 克己	
	生涯学習課　課　長 島田 広幸	スポーツ推進課　課　長 菅澤 和則	
	文化芸術課　課　長 山口 高容		
	教育企画課　課長補佐 磯辺 桂子	教育企画課　主　幹 笹目 翔太郎	
付 議 事 件 （提出議案）	※ 別紙の通り ※		
事業等報告			
(1)　学校教育関係について		教 育 指 導 課 （ 指 導 係 ）	
(2)　教育課題等について		教 育 指 導 課 （ 指 導 係 ）	
(3)　就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について		教 育 指 導 課 （庶務・学務係）	

別 紙

※付議事件一覧

(1) 議 案

- 議案第 36 号 令和 8 年度 教育予算（補正予算）について
- 議案第 37 号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 38 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 小美玉市有形民俗文化財の指定について
- 議案第 40 号 事務事業点検（令和 7 年度事業等）に係る諮問について
- 議案第 41 号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について

(2) 報 告

- 報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
（小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について）
- 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
（小美玉市スポーツ推進審議会委員の任命について）
- 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
（小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について）
- 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
（四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について）

1. 開 会・

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、小美玉市教育委員会会議「5月定例会」を始めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

ここ最近、真夏日一歩手前という日が続出しています。

このため、学校においては、体育などの教育活動や部活動、また、休み時間なども熱中症への配慮が必要となりますので、「WBG（暑さ指数）」の確認を徹底することと、子どもたちに対しての、休憩及び水分補給といった指導を指示しました。

学校行事では、修学旅行を現在実施中の小川南中を除く3校が実施し、充実した活動となったと各学校より報告を受けています。

運動会は、全校春開催となり、8校が実施しました。残る小川北義務は、今月30日に開催を予定しております。また、幼稚園2園も今年度から春開催となり、来月6日の開催を予定しております。

最後に、台湾交流事業についてでございます。

淡水国民中学の生徒24名が先週21日と22日の2日間本市を訪問し、市内中学校との交流事業を実施しました。

初日は、美野里中と部活動の交流と市内の一般家庭でのホームステイを実施しました。

翌日は、小川南中で授業や給食を共にする交流を行い、日本の学校生活を肌で感じてもらいました。

今後予定しています「英語オンライン交流」については、イベント的に実施するのではなく、日常の英語授業として位置付ける方針としており、来月29日に美野里中学校と玉里学園、小川北義務の3校と同時開催で交流することとしています。

本日は、議案が6件、報告が4件、そして、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

高橋委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、高橋委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。（高橋委員：はい。）

それでは、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「4月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見

ご質問、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。
特にないでしょうか。よろしいですか。(委員：発言無し)
それでは議事録は、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配付させていただいた資料としましては、

(1) 議 案

議案第 36 号 令和 8 年度 教育予算（補正予算）について

議案第 37 号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について

議案第 38 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 小美玉市有形民俗文化財の指定について

議案第 40 号 事務事業点検（令和 7 年度事業等）に係る諮問について

議案第 41 号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について

(2) 報 告

報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について)

報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市スポーツ推進審議会委員の任命について)

報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について)

報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
(四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について)

以上、議案 6 件と報告 4 件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「5 付議事件の審議」のうち、議案第 36 号及び議案第 38 号は、議会提案事項のため、本会議では非公開としたいと思います。

続いて、「6 事業等報告」のうち、「(2) 教育課題等について」と「(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらは、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思います。

また、「7 その他」についても、本会議では非公開としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

それでは、審議に入ります。

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第36号「令和8年度 教育予算（補正予算）について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び小美玉市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

それでは、各所管課より説明願います。

■ 議案第36号 令和8年度 教育予算（補正予算）について

可 決

○ 関川教育企画課長

議案第36号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、令和8年第2回小美玉市議会定例会に提案するにあたり、教育委員会の意見を求められるため、この案を提出するものです。

以降の説明は、別添資料「令和8年度 小美玉市一般改正補正予算案（第1号）」に沿って、各所管課より説明をさせていただきます。

○ 大野教育指導課長

歳入についてご説明いたしますので、2頁をご覧ください。

「学校教育に対する指定寄附金」として、100万円の寄附をいただきました。

○ 関川教育企画課長

「子ども第三の居場所助成金」386万5,000円の増額補正をお願いするものです。

内容につきましては、歳出予算にて説明をさせていただきます。

続いて、3頁をご覧ください。

歳出予算についてご説明いたします。

1 項 教育総務費 2 目 事務局費 説明欄 5 「教育企画事務費」について、17万円の増額補正をお願いするものです。

内容は、教育委員会4月定例会時に協議させていただきました、教育振興基本計画審議会について、委員各位のご意見を踏まえ、事務局で検討した結果、本市教育行政の基本的な計画となることから、次期教育振興基本計画の策定にあたっては、審議会を設置し、より多くの意見を取り入れることが必要であると結論付け、これに伴い、今年度の審議会開催に必要な経費を計上させていただきました。

続いて、2 項 小学校費 1 目 学校管理費 説明欄 2 「小学校施設管理費」について、389万3,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、公益財団法人 B & G財団の車両購入助成金を活用し、子ども第三の居場所運営に係る10人乗り送迎車両を購入するにあたり、「自動車購入費」386万5,000円と、「保険料」2万8,000円を計上するものです。

財源については、特定財源のうち、地方債 700万円、その他として、子ども第三の居場所助成金 386万5,000円をそれぞれ増額し、一般財源を減額する、財源内訳の補正を行います。

○ 大野教育指導課長

続きまして、2目 教育振興費 説明欄1「教育活動振興経費」について、備品購入費として90万円を計上させていただいております。

財源については、先ほどの歳入で説明させていただきました「指定寄附金」の寄附者のご意向に沿い、小学校5校・義務教育学校2校の図書購入費に充当するものでございます。

続いて、3項 中学校費 2目 教育振興費 説明欄1「教育活動振興経費」について、備品購入費として、20万円を計上させていただいております。

内容につきましては、先ほど小学校費でも説明をさせていただきましたが、寄附者のご意向に沿い、中学校2校の図書購入費に充当するものでございます。

○ 島田生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管の説明をいたします。

資料は、4頁をご覧ください。

5項 社会教育費 2目 公民館費 説明欄4「生涯学習センター施設維持管理費」について、260万2,000円の増額補正となります。

内容は、消防設備点検実施に伴う不具合箇所の指摘により、屋内消火栓設備の漏水調査委託料として105万6,000円、また、水噴霧消火設備の漏水修繕工事として44万6,000円の増額補正となります。

同じく、電気保安全管理年次点検に伴う不具合指摘により、高圧コンデンサ更新工事として110万円の増額補正となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

教育指導課所管の図書購入費について、どのような根拠で小学校費 90万円、中学校費 20万円という積算をしたのでしょうか。

○ 大野教育指導課長

小学校と中学校はそれぞれ10万円とし、義務教育学校は20万円で積算しております。

なお、積算合計が110万円となりますので、寄附金 100万円と一般財源から10万円をいただき、事業費としております。

◎ 中村委員

「読書力（読解力）の向上」を目標にしていると記憶しておりますが、この図書購入費は、その目標達成のために妥当または過少、どのような認識なのでしょうか。

○ 大野教育指導課長

ご指摘の点について、現時点では、財源的に確保できる範囲で最大限という認識でおりますが、各学校の意見を聴取した場合、現状の予算配分で十分かどうかという議論が出てくることか

予想されますので、今後、新年度予算の計上の際に、図書の必要性などを含め、検討していきたいと考えております。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第36号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第36号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第37号「小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について」は、本会規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より説明願います。

■ 議案第37号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について

可 決

○ 大野教育指導課長

議案第37号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、小美玉市学校給食運営委員会設置要綱に基づき、新たに委員を委嘱するため、この案を提出するものです。

次のページをご覧ください。

学校給食運営委員会委員の案となります。

評議員の定数は12名とし、新任8名、再任4名の方を委嘱するものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第37号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第37号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第38号「小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び本会規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 議案第38号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

可 決

○ 関川教育企画課長

提案理由でございますが、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、令和8年第2回小美玉市議会へ提出するにあたり、教育委員会の意見を求められるため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

改正内容でございますが、先ほど補正予算の説明でも触れました、教育振興基本計画審議会委員の報酬額を改定するものです。

現在、一律で日額 5,000円としておりますが、他審議会同様、「現職の弁護士、公認会計士、税理士、大学の教授又は准教授等、高度な専門知識及び経験を有する者にあつては、日額 1 万 5,000 円」とするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第38号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第38号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第39号「小美玉市指定有形民俗文化財の指定について」は、小美玉市文化財保護条例第33条第1項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

生涯学習課より説明願います。

■ 議案第39号 小美玉市指定有形民俗文化財の指定について

可 決

○ 島田生涯学習課長

議案第39号「小美玉市指定有形民俗文化財の指定について」ご説明いたします。

提案理由ですが、小美玉市文化財保護審議会より、令和8年5月15日付けで答申を受けたため、この案を提出するものでございます。

次ページをご覧ください。

文化財保護審議会からの答申書でございます。

教育委員会4月定例会で同審議会への諮問の議決をいただき、同日付けで諮問いたしました。

この諮問に基づき、今月15日に同審議会を開催し、審議した結果、小美玉市有形民俗文化財に指定することが適当であるとの結論に至りました。

指定理由については、別紙の通りとなりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後のスケジュールでございますが、文化財を指定した旨の告示を行います。その後、文化財指定書を所有者宛に交付する流れとなります。

また、市民向けの周知でございますが、今回指定した文化財を広く周知するため、広報誌への掲載を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 山口委員

議案に対する質問ではありませんが、小美玉市の文化財の取扱いについてお聞きします。

小美玉市も多くの指定文化財がありますが、国か他自治体で指定した文化財を遺失または盗難被害に遭い売られていたという事案があったと思います。

これからも指定文化財は増えていくことが想定されますが、一方で合併以前の旧町村時に指定された文化財が適切に管理されているのかを10年に一度など、定期的に確認する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○ 島田生涯学習課長

貴重なご意見ありがとうございます。

委員ご発言の通り、定期的な調査等を行う方向で検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第39号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第39号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第40号「事務事業点検（令和7年度事業等）に係る諮問について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 議案第40号 事務事業点検（令和7年度事業等）に係る諮問について

可 決

○ 関川教育企画課長

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、教区に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の実施にあたり、同条第2項の規定により、有識者の知見の活用を図るため、この案を提出するものです。

12ページから14ページをご覧ください。

諮問書の案でございます。

有識者の知見活用にあたり、教育分野は「外部評価委員会」、生涯学習及び文化芸術分野は「社会教育委員兼公民館運営審議会」、スポーツ分野は「スポーツ推進審議会」に諮問するものです。

なお、各組織での外部評価後、8月定例会時に教育分野、9月定例会時に生涯学習・文化芸術分野及びスポーツ分野の教育委員会としての評価をいただく予定としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第40号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第40号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第41号「小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」は、本会規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

生涯学習課より説明願います。

■ 議案第41号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について

可 決

○ 島田生涯学習課長

議案第41号「小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

生涯学習課では、令和5年度より子育て世帯を対象とした訪問型の家庭教育支援を実施しており、訪問型家庭教育支援員4名が、子育てに不安や悩みを持つ保護者の家庭等に訪問し、個別相談に対応するほか、家庭教育学級に出向いて、事業の状況提供を行うなど、アウトリーチ型の支援を行っております。

家庭訪問を通じて、保健福祉分野の支援が必要と思われるケースなど、各分野の専門機関へ橋渡しをする必要があるため、情報の共有や連携の強化など、関係機関とのネットワーク構築のため、本協議会を設置しております。

16ページの名簿をご覧ください。

今年度の人事異動などに伴い、新任5名、再任8名の合計13名の委嘱でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

申し訳ないのですが、訪問型家庭教育支援事業はどのような事業なのか、今一度お聞かせいただけますか。

○ 島田生涯学習課長

子育ての悩みや躰に関する相談など、勉強ではなく、家庭での教育について、保護者の不安や悩みに寄り添うことをメインとした事業でございます。

◎ 小仁所委員

支援が必要な家庭を市はどのように把握するのでしょうか。

学校に登校しない家庭に訪問するのか、それとも、悩みを抱える家庭から要請があるのか。

また、年間何件の相談を受けているのでしょうか。

○ 島田生涯学習課長

チラシやパンフレットを各幼稚園や学校に配付し、保護者が相談を希望する場合、本課に問い合わせがございます。

問い合わせ後、自宅や公共施設で面談し、相談を受けています。

相談実績でございますが、昨年度は15件の相談を受けました。

また直接の相談のほか、幼稚園児や小学校低学年向けに、各園や学校で行っている「家庭教育学級」に支援員が出向き、お話を聞く機会を設けております。

◎ 高橋委員

要望があれば、相談を受けてもらえるのでしょうか。
それとも、要望内容を審査し、必要性を判断するのでしょうか。

○ 島田生涯学習課長

審査等は行わず、まずは相談を受ける。というスタンスですが、相談内容に応じて、専門機関へつなげるなど、状況に応じた対応をしています。

◎ 高橋委員

社会的孤立感を強めてしまっている方もいらっしゃると思いますので、このような支援体制があることに安心しました。

○ 羽鳥教育長

今、委員から「社会的孤立感」といったご発言がありました。

保護者にアンケートを取ると、約4割の保護者が「相談する相手がいない」と回答しています。

また、我が子の発達はなかなか相談しづらい部分であると思いますので、そのような悩みやストレスを抱えている保護者に寄り添うことが必要であると感じています。

現在、支援員は4名おりますが、適切なアドバイスよりも、相談を受けることが重要で、相談することによって、保護者が安心感を覚える。息抜き・ガス抜きによって、子育てに前向きになれることが、本事業の趣旨の一つであると捉えていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

◎ 廣戸委員

4名の支援員がいると思いますが、旧町村単位で見るとどのような構成でしょうか。

○ 島田生涯学習課長

小川地区在住の方が3名で、美野里地区在住の方が1名となります。

◎ 廣戸委員

地域性があるのかなと感じます。

市として考えれば、地域バランスを考える段階ではないと思いますが、やはり旧町村単位で、1名は市の事業に関わる人材がいることが望ましいと考えますので、今後人材発掘に期待したいと思います。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

◎ 中村委員

訪問型家庭教育支援員の役割や仕事の流れを整理すると、学校や自宅ではなく、保健センターなどの公共施設で保護者と面談し、相談を受けていると理解しました。

同じような立ち位置として、学校には、スクールソーシャルワーカーがいると思います。

スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーとは異なり、解決策まで検討するため、保護者とも接する機会があると思いますが、スクールソーシャルワーカーと訪問型家庭教育支援員の役割分担若しくは協力関係について、お聞かせください。

○ 狩谷理事

訪問型家庭教育支援員とスクールソーシャルワーカーの明確な違いとしては、支援員は、保護者が自ら面談等を希望する。スクールソーシャルワーカーは、学校が支援を必要とすると判断した家庭に対し家庭訪問等を依頼する。点が挙げられます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第41号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第41号は、可決とさせていただきます。

続いて、（2）報告に移ります。

報告第14号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

生涯学習課より報告願います。

■ 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

（小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について）

承認

○ 島田生涯学習課長

報告させていただきます。

18 ページの名簿をご覧ください。

各団体の代表者変更等に伴う委嘱となります。

今回委嘱した6名のうち、新任4名、再任2名となります。

ご覧いただき、ご意見等を賜ればと思います。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特に無いようですので、採決に移ります。

報告第14号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、報告第14号は、承認することといたします。

続いて、報告第15号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市スポーツ推進審議会委員の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

スポーツ推進課より報告願います

■ 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市スポーツ推進審議会委員の任命について)

承認

○ 菅澤スポーツ推進課長

報告させていただきます。

20 ページをご覧ください。

委員 11 名を任命しております。内訳でございますが、人事異動や関係機関推薦により、新任 2 名、再任 9 名となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特に無いようですので、採決に移ります。

報告第15号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第15号は、承認することといたします。

続いて、報告第16号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

文化芸術課より報告願います

■ 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について)

承認

○ 山口文化芸術課長

報告第16号ですが、処分事項 小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱でございます。

次ページをご覧ください。

今回、委員改選に伴い、12名の委員を委嘱しております。

12名の内訳でございますが、新任 3 名、再任 9 名となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第16号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第16号は、承認することといたします。

続いて、報告第17号「専決処分の承認を求めることについて（四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

文化芸術課より報告願います

■ 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
(四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について)

承認

○ 山口文化芸術課長

報告第17号ですが、処分事項 四季文化館企画実行委員会委員の委嘱でございます。
次ページをご覧ください。
本委員も、委員改選に伴い、10名の委員を委嘱しております。
10名の内訳でございますが、新任5名、再任5名となります。
報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

ただ今、文化芸術課所管として、小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱と四季文化館の企画実行委員会の委員委嘱についての2件について報告を受けましたが、市全体の委員会と美野里地区の文化センターに関する委員会と解釈しましたが、小川地区・玉里地区にも文化センターはあると思いますが、そこには単独の委員会はないのでしょうか。

○ 山口文化芸術課長

公共ホール運営委員会については、委員ご発言の通り、「アピオス」「みの～れ」「コスモス」3館の公共ホール運営やあり方について検討する委員会となります。

四季文化館企画実行委員会は、3館のうち、「みの～れ」で実施する事業の企画等、同館の活性化を目的に活動している団体でございます。

◎ 中村委員

「アピオス」や「コスモス」には、企画実行委員会のような組織はないということでしょうか。

○ 山口文化芸術課長

各館に組織はございます。
参考として、22ページをご覧ください。

公共ホール運営委員会の委員名簿でございますが、このうち、No.2とNo.5の方は、「小川文化センター活性化委員会」の委員で、同委員会は、「アピオス」の活性化を目的に活動している組織でございます。また、No.8とNo.9の方は、「コスモスプロジェクト」の委員で、同プロジェクトは、「コスモス」の活性化を目的に活動している組織でございます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。
特に無いようですので、採決に移ります。
報告第17号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、報告第17号は、承認することといたします。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

続いて、事業等報告に移ります。

まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

1 学校関係(6月の学校関係行事)についてでございます。

今月は、修学旅行や運動会・体育祭といった「学校行事」が目白押しの月でしたが、来月は、部活動関係として、13日から中央地区総体として、水泳・体操・陸上、18日から東茨城地区総体、29日から県通信陸上が予定されております。

また、冒頭の教育長からのご挨拶にもありましたが、幼稚園2園の運動会が6日に予定しております。

このほか、来月は様々な「訪問」が予定されております。

ここで、各訪問がどのような目的で実施されるかについて、簡単にご説明をさせていただきます。

まず「所課長訪問」でございますが、この訪問は、水戸教育事務所の所長と人事課長、羽鳥教育長と私の4名で実施します。

この訪問の目的は、「管理職を中心に学校運営が適切に行われているか」を確認することを目的としています。

続いて、来月予定はされていませんが、今週末から「管理訪問」が予定されており、この訪問は、水戸教育事務所の管理主事、羽鳥教育長と私の3名で実施します。

この訪問の目的は、「学校の管理体制」の確認を目的としています。

具体的には、安全面やコンプライアンス、危機管理対応、会計を含めた様々な諸帳簿の確認するほか、学校の施設備品、例えば「刃物」の本数や保管場所を確認します。

続きまして、「生徒指導訪問」でございますが、この訪問は、水戸教育事務所の生徒指導班から2名、本市の指導主事1名の3名で実施します。

この訪問の目的は、生徒指導関係の「加配」が県から配置されている、小川南中・美野里中・玉里学園・小川北義務の4校を対象に、「児童生徒の不登校や問題行動」の確認を目的としています。

この生徒指導訪問が無い学校に対しては「巡回訪問」を実施しており、この訪問は、本市の指導主事で実施し、「子どもたちの様子」を確認します。

最後に、「計画訪問」でございますが、本市の指導主事3名で1日かかりで実施します。

この訪問の目的は、授業を行う教員の「授業の内容」を確認し、研究・協議を行い、助言・指導することを目的としています。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員

磐越道でのバス事故に関連して、お聞きします。

来月から部活動の大会等が予定されており、バスを利用することが多くなると思います。

総体などは、市が関与しているため、白バスを使うことは無いと思いますが、週末の練習試合では顧問が、部活動の地域移行に伴い地域の指導者がバスを手配することが想定されます。

これらを事務局が把握できる体制が構築されているのか、お聞かせください。

○ 狩谷理事

地域展開した部活動に関して、練習試合等でバスを利用したことはこれまでにありません。

一方で、地域展開していない部活動に関しては、顧問の裁量が大きい部分がございます。

白バスに関して、以前より各校長に対し、絶対使用しないことを周知しており、バスを手配するにあたっては、必ず事業者へ委託することを徹底しているため、本市で、白バスの利用は1件もございません。

この点については、今後も学校の管理のもとで進めていきたいと考えております。

◎ 廣戸委員

各顧問が発注したバスを学校長が全て把握するということは、現実的に難しい部分があると思います。

あくまで、顧問の裁量で、バス会社と交渉し、決定した上で、当日練習試合へ行く。といった流れだと思いますが、今後これは通用しないと考えています。

理事からもありましたが、学校として実状を把握できる体制構築を事務局主導で進めて欲しいと思います。

バスに関連して、もう1点お聞きします。

先日の市町村教育委員会連合会総会の講演で感銘を受けたのですが、「スクールバスの責任の所在」について、今一度確認する必要があると感じました。

幼稚園の送迎バスは、幼稚園の教諭が引率者として同乗していますが、小学校や義務教育学校で使用しているスクールバスや路線バス内で何か問題が発生した場合、事故であれば、当然保険適用となるとと思いますが、児童生徒の監督管理責任の所在について、市として検討する必要があると思いましたので、現状と今後の方針があればお聞かせください。

○ 狩谷理事

事故に関しては、委員ご発言の通り、バス会社で保険等に加入しておりますので、その保険を適用することとなります。

児童生徒の監督責任がメインだと思いますが、バス内で問題が発生した場合は、バス運転手からバス会社、バス会社から学校に報告が入る体制となっており、これについては、全てのバス会社に対して、徹底するよう要請してあります。

◎ 廣戸委員

スクールバスは、日常的に同じ児童が乗車し、登下校をする環境になります。

この中で発生するトラブルに対して、運転手は指導ができないと思いますので、トラブルが発生した際の連絡体制を含め、どのような対応ができるか、今後検討する必要があると考えます。

スクールバスは、市が借り上げている以上、責任問題に発展した場合、バス会社の責任ではなく、市の責任となると思います。

これは、家を出て学校に到着するまで、学校を出て家に到着するまでが学校の管理下になるため、あくまでも児童の監督責任は学校にあると言えますので、スクールバスでの移動も登下校と考えれば、トラブルが発生した場合の対応策を検討しておいた方が良く考えます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。
無いようですので、次に移ります。

.....

■ 教育課題について ※非公開※

.....

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

.....

7. その他

- 羽鳥教育長
次第の7 その他になります。
まず、委員の皆様から何かありますか。
無いようですので、事務局からお願いします。

<事務局から（概要）>

6月定例会について

令和8年6月25日（木）13時30分から
小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

- 羽鳥教育長
他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。
委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、小美玉市教育委員会会議5月定例会を閉会とさせていただきます。
大変お疲れ様でした。